平成２５年度補正
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
（ＨＥＭＳ機器導入支援事業）

－補助対象機器の公募－

公　募　要　領

平成２６年５月

目　　次

1.　事業概要

1－1　事業目的

本事業は、民生部門の省エネルギー対策の一環として、家庭内においてエネルギー使用状況を見える化し、エネルギー使用を制御して省エネ化を可能とするホーム・エネルギー・マネジメントシステム（以下、「ＨＥＭＳ機器」という）の導入に際し、設置する機器費用の一部を補助し、ＨＥＭＳ機器の普及を図りながら家庭部門において省エネ化を推進することを目的とする。

1－2　事業概要

一般家庭において一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「ＳＩＩ」という。）が指定するＨＥＭＳ機器の導入を行う個人に対して、導入する設備費用の一部を補助する。

(1)　事業名

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金　（ＨＥＭＳ機器導入支援事業）

(2)　補助対象となる機器

ＳＩＩが指定したＨＥＭＳ機器（以下、「補助対象機器」という）。

※補助対象機器は、未使用品に限る。

※ＳＩＩは機器製造事業者等からの申請の内容を審査し、補助対象基準を満たしている機器を補助対象機器として指定し、これを順次ホームページにて公表する。

(3)　補助金交付の対象者

補助金交付の対象者（以下、「申請者」という）は、日本国内において自ら居住する民生用住宅＊1に補助対象機器を設置する個人とする。

＊1　一般住居用の建築物。但し、集合住宅（分譲マンション等）における共有部分は含まない。 また、賃貸住宅に設置する場合は対象外とする。

※本事業はＨＥＭＳ機器を所有する個人に対する補助制度であり、ＨＥＭＳ機器の所有権者と使用者が異なる場合は対象外とする。ＨＥＭＳ機器を個人に貸与する法人（リース事業者、新電力（ＰＰＳ事業者）等）あるいは住宅建築物を建築する事業者が補助金の申請を行うことは認められない。

(4)　補助金の申請要件

1. ＳＩＩが指定する補助対象機器を自ら居住する民生用住宅に設置すること。
2. 補助対象機器によりエネルギー使用量の計測結果をモニタリングし、日常生活において制御機能を活用し、家庭内のエネルギー使用量を抑制する省エネ化を図ること。
3. ＳＩＩが計測・蓄積した電力使用量に関する実績データや使用状況等について調査を行う場合、ＳＩＩが定める様式において回答し結果の開示に同意できること。
4. 補助対象機器を登録した機器製造事業者等がクラウドサーバ上に蓄積した自らの電力使用量に関する実績データ等をＳＩＩに提供することについて同意できること。

(5)　補助率

定率　（１/３）

ただし、補助金の額は１０００円単位とし、１００円単位以下は切り捨てとする。

また、上限を７万円、下限を１万円とする。

(6)　補助金の申請方法

補助金の申請は、対象となるＨＥＭＳ機器を設置する前後において、必ず以下の手続きを行うこととする。

①補助金の交付申請

補助対象機器を契約または購入、設置する前に、下表の書類を揃えて必ず補助金の交付申請（以下、「交付申請」と言う。）を行うこと。ＳＩＩにより交付申請が認められた場合、交付決定通知書が発行される。

※予算の早期執行の観点から平成２６年３月１７日より予約申請の受付を開始し、平成２６年３月３１日から交付申請に切り替えを行った。

※補助対象機器であっても、交付申請前に契約または購入、設置された機器については補助対象外とする。

書類	確認事項
①　補助金交付申請書	―
②　交付申請に関する同意書	―
③　申請者本人確認書	「運転免許証」「健康保険証」「住民基本台帳カード」「日本国パスポート」「外国人登録証明書」「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の写し
④　補助対象機器見積書	契約または購入を検討している補助対象機器の見積書 ※見積依頼者名、見積書発行者名、機器型番が確認できること

②補助事業の完了報告

交付決定通知書を受領後、速やかに補助対象機器の契約または購入、設置を完了させた後に、下記の書類を揃えて補助事業の完了報告（以下、「完了報告」と言う。）の手続きを行うこと。ＳＩＩにより完了報告が認められた場合、補助金の額の確定通知書が発行され、補助金の交付（振込）が行われる。

書類	確認事項
①補助事業完了報告書　兼取得財産等明細表	—
②補助事業完了報告に関する同意書	—
③補助金振込口座登録用紙	—
④販売・設置完了証明書	補助対象機器が設置されたことを、補助対象機器の販売・設置事業者が証明するための証明書 ※販売・設置事業者は、補助対象機器の設置完了後に申請者へ提出してください。
⑤住民票	ＨＥＭＳ機器設置場所住所のもので、3ヶ月以内に発行されたもの（コピー可）
⑥ＨＥＭＳ機器出荷証明書	購入された機器が補助対象機器であるかの確認として、「出荷証明書」の写し ※機器製造事業者名、型番及び製造番号（シリアル）が確認できること
⑦ＨＥＭＳ機器購入証明書	機器の購入及び購入金額の証明として、「領収書」の写し ※ＨＥＭＳ機器の購入･設置に係る領収書であることが確認できること ※ＨＥＭＳ機器のみの金額が切り分けられていること。それ以外の費用が含まれている場合は、但し書きでＨＥＭＳ機器型番および税抜金額が明らかであること
⑧ＨＥＭＳ機器設置完了兼使用確認用写真	ＨＥＭＳ機器の主要な機器の設置が完了していることがわかる写真一枚以上、ＨＥＭＳ機器が使用されていることがわかり、住宅全体の電力使用量が表示されているモニターの写真一枚以上、合計二枚以上、必ず提出すること。
⑨通帳・口座証明書	③の補助金振込口座登録用紙に記入したもので「通帳・口座番号がわかるもの」の写し

※申請書類は、ＳＩＩホームページ（http://sii.or.jp）よりダウンロードすること。

(7)　申請受付期間

①交付申請受付期間：平成２６年3月１７日（月）～9月３０日（火）必着

②完了報告受付期間：平成２６年3月３１日（月）～１２月２０日（土）必着

※申請の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間であっても申請の受付を終了する。

(8)　事業費総額

２０億円程度

1−3　事業スキーム

1−4　事業全体スケジュール

３月１０日（月）補助対象機器の公募開始

３月１１日（火）補助対象機器の公募説明会（東京）

３月１２日（水）補助対象機器の公募説明会（大阪）

※機器申請については随時審査を行い、補助対象製品として登録が認められた場合、補助対象機器採択通知書を発送の上、ＳＩＩのホームページ上で公表する。

３月１７日（月）補助対象機器の発表及び補助金の申請受付開始

３月３１日（月）補助事業の完了報告受付開始

※予算の早期執行の観点から平成２６年３月１７日より予約申請の受付を開始し、３月３１日（月）の交付申請の開始に伴い、予約申請を交付申請に切り替える。

９月３０日（火）交付申請受付終了

　　　　　　　　機器登録申請受付終了

１２月２０日（土）完了報告受付終了

2.　補助対象機器の登録

2－1　補助対象機器及び補助対象経費の範囲

次に示す範囲内において、予めＳＩＩが指定する補助対象機器に係る費用（以下、「補助対象費用」という。）を補助対象とする。

設備費		本体機器及び計測装置の費用
	本体機器	データ集約機器（計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置　など） 通信装置　（ゲートウェイ装置、通信アダプタ　など） 制御装置　（機器の制御に係るコントローラ　など） モニター装置　（独自端末　など）
	計測装置	計測機器　（電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力量計、計測機能付分電盤など）

※以下の経費については、補助対象外とする。
- ＨＥＭＳ機器設置に伴う工事費、セットアップ費用、諸経費等
- ＨＥＭＳ機器と接続される空調機、照明器具等の電気機器、器具類
- 太陽光発電システムや蓄電池システム等に付随するパワーコンディショナや設置工事費
- ＨＥＭＳ機器と接続し表示あるいは操作用機器として用いられるＰＣ、タブレット、スマートフォン、ＴＶ
- 空調機、照明器具等の電気機器、器具類に内蔵される通信装置
- サービス利用料、通信費、申請手数料等
- 消費税

※以下の場合は、それぞれ別の機器として取り扱うため、異なる機器（型番）としてＳＩＩに登録し、補助対象機器として指定を受けること。
- 機器の基幹となる装置（制御・通信装置など）が異なる場合。
- システムとして構成機器の組み合わせが異なる場合。
- 装置やアプリケーションの組み合わせの違いによりＨＥＭＳに関わる機能が変わる場合。
- 計測できる点数やデータ種別、データ数が異なる場合。

※他の用途と兼用する機器が含まれる場合、ＳＩＩへ機器の登録を行う際に様式 3 にその旨を記載すること。

２－２　補助対象機器に必要な要件

補助対象となるＨＥＭＳ機器は、以下６つの基本要件を満たさなければならない。

1.　標準インターフェイスの搭載（ＥＣＨＯＮＥＴ　Ｌｉｔｅ規格認証の取得）

・「ＥＣＨＯＮＥＴ　Ｌｉｔｅ」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。

2.　エネルギーの使用状況の見える化

・補助対象機器を設置した住宅において、その居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。

3.　省エネに資する制御機能の搭載

・一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む。）を有していること。

※エネルギー使用量を削減するための制御または蓄エネルギー機器のピークカット/ピークシフト制御をＨＥＭＳ機器により自動的に実行できること。使用者の確認を介した半自動制御を含む。

4.　創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続

・創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続機能を有していること。

※太陽光発電システム等の創エネ機器が設置された場合には創エネ機器による発電量等の情報、蓄電池等の蓄エネ機器が設置された場合には蓄エネ機器による充電量等の情報が取得出来ること。計測のみの接続を含む。

5.　クラウドサーバでのデータ蓄積

・電力使用量データをクラウドサーバに蓄積するためのデータアップロード機能を有していること。

※機器登録事業者によりクラウドサーバにデータを蓄積できる環境を本補助事業終了後から少なくとも５年間維持し、そのうち直近１３ヶ月分を保存しておくこと。

※各申請において申請者の同意が得られている場合、本事業において設置されたＨＥＭＳ機器によりクラウドサーバ上に蓄積された電力使用量の実績データをＳＩＩの求めに応じて提供できること。

6.　省エネ情報の提供

・電力使用量に関わる情報に基づいた省エネを促す情報提供機能を有していること。

※本事業では、上記要件に加え、別表１の「ＨＥＭＳ機器の対象基準」に定める要件を満たしている機器を補助対象機器として指定する。

※補助対象機器が上記要件を満たしていることを機器の仕様書等に明記していること。

2－3　機器登録を受ける法人（機器登録事業者）の要件

1. 補助対象に該当する機器を製造し、国内において出荷（予定を含む）していること。
2. 事業及び企業の継続性があること。
3. 個別のパッケージ*1に対し、型番・製造番号（シリアル番号）を記載した出荷証明書*2の発行が行えること。
   出荷証明書に記載する型番については別表２「型番管理と出荷証明書についての基本ルール」を参照すること。
   設置される機器に対し出荷証明書を発行するシステムを所有していない場合、ＳＩＩが提供するシステムにより発行した出荷証明書を同梱し、出荷すること。
4. ＨＥＭＳ機器所有者に対して責任を持って保証、修理、サポートが継続して行える体制を有すること（有償無償を問わない）。
5. ４．を実施するための国内拠点を有すること。
6. クラウドサーバに電力使用量データを蓄積できる環境を本補助事業終了後から少なくとも５年間維持すること。
7. 各申請において申請者の同意が得られている場合、本事業において設置されたＨＥＭＳ機器によりクラウドサーバ上に蓄積した電力使用量の実績データをＳＩＩの求めに応じて提出できること。

＊1　パッケージとは、設置（申請）する機器に係る一連の機器・装置を
　　１つにまとめたものを意味する。

＊2　出荷証明書とは、発行事業者名（機器登録事業者名）、パッケージ型番と固有の製造番号（シリアル番号）が印字されている証明書（保証書等）を指す。

2－4　申請方法

(1)　申請単位

申請する事業者が同一の場合、１申請につき複数のＨＥＭＳ機器を対象製品として申請することが可能。

(2)　申請方法

1. ＳＩＩのホームページ（http://www.sii.or.jp/）より申請様式をダウンロード。
2. 申請様式にデータ入力して申請書を作成。
3. 作成した申請書を出力して押印。
   ※事業部単位の最高決裁者以上の押印とする。
4. 必要書類を全てそろえる。
   ※指定書式の書類は原則、すべての項目について記載すること。
   ※関係個所が判別し難い書類（製品仕様書、カタログ、価格表等）は
   　附箋やマーカーで目印をつけること。
   ※書類一式をファイルに綴じ、書類名を記した見出し（タブ）をつけること。
   ※申請書様式及び必要書類をそれぞれ３部（正１部・副２部）ずつ
   　用意すること。
5. 申請書様式及び必要書類をＳＩＩに郵送。
   ※但し、受領した申請書類の返却は行わない。

(3)　提出書類

以下の１～１５の資料を補助対象機器登録申請時に全て提出すること。

提出書類に不備・不足等がある場合、採択の対象としない。

Ｎｏ	形式	書類名称	部数	備考
1	自由形式	申請法人の定款	１部	＊3
2	自由形式	申請法人の概要	１部	＊3
3	定型	商業登記簿謄本	１部	原本＊3
4	自由形式	決算報告書（直近３期分）	１部	＊3
5	様式１	ＨＥＭＳ機器登録申請書	１部	
6	様式２	ＨＥＭＳ機器登録情報*4	１部	
7	様式３	概要１	申請機器数分	
8	様式４	概要２	申請機器数分	
9	自由形式	製品仕様書（機器要件に係るもの）	申請機器数分	＊2
10	自由形式	製品カタログもしくは取扱説明書	申請機器数分	＊2
11	様式５	接続機器情報	申請機器数分	＊2
12	様式６	クラウドサーバ管理事業者情報	申請機器数分	＊2
13	自由形式	製品価格表	１部	
14	定型	ＥＣＨＯＮＥＴ　Ｌｉｔｅ規格適合性認証登録証*1	申請機器数分	＊2
15	自由形式	出荷証明書（サンプル）	申請機器数分	＊2

＊1　エコーネットコンソーシアムが指定する第三者認証機関が発行する認証登録証、及び申請時の申告書類一式を提出すること。また、制御対象機器のＥＣＨＯＮＥＴ機器オブジェクトの詳細（プロパティ名称、ＥＰＣ、プロパティ内容等）及び制御アプリケーション仕様書（制御画面サンプル等）を提出すること。

＊2　複数の型番を同時に申請する場合で、型番間で内容に相違がない書類については１部に纏めてもよい。ただし、該当する型番を記載すること。

＊3　本事業において既に機器登録を受けた事業者については、内容に変更がない場合は省略してもよい。

＊4　複数の型番を同時に申請する場合、様式２に記載したＨＥＭＳ機器型番等を電子ファイル形式で提出を求める場合がある。

2－5　機器登録申請の受付期間

平成２６年３月１０日（月）～平成２６年９月３０日（火）（必着）

※予算の執行状況に応じて、これより前に受付を終了する場合がある。

2－6　審査及び結果の通知

(1)　審査方法

「ＨＥＭＳ機器の対象基準」に基づき、申請内容の審査を行い、
ＳＩＩが最終決定を行う。

(2)　結果の通知

書面にて通知及びＳＩＩホームページにて公表する。

(3)　採択後について

ＳＩＩが出荷証明書発行機能を提供する機器登録事業者に対して、型番を登録する説明を行う。詳細は採択後に通知する。

2－7　補助対象機器の公表

採択された補助対象機器は、ＳＩＩホームページで公表する。

公表する内容は、以下のとおりとする。

・補助対象機器の型番
・機器登録事業者名
・機器登録事業者の問い合わせ窓口情報（補助対象機器に関するホームページのアドレスを含む）

2－8　提出先及び問い合わせ先

（提出先）

〒１０４-００６１
東京都中央区銀座　２-１６-７　恒産第３ビル５階
一般社団法人　環境共創イニシアチブ（ＳＩＩ）
審査第３グループ　ＨＥＭＳ機器担当宛

※封筒表面に赤字で『機器登録申請書在中』と必ず記入すること。
※ＳＩＩから申請者に申請書受け取りの連絡は行わないものとする。

（問い合わせ先）

一般社団法人　環境共創イニシアチブ（ＳＩＩ）
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業
審査第３グループ　ＨＥＭＳ機器担当
TEL：０３-５５６５-４９６２
（平日　１０：００～１２：００、１３：００～１７：００）

２−９　本事業実施期間中における補助要件の変更について

本事業実施期間中、ＨＥＭＳ市場の動向を踏まえ、本事業の補助対象機器の要件を変更する場合がある。この場合、ＳＩＩは変更内容及び対応方法について機器登録事業者に事前に通知するとともに、その内容をＳＩＩホームページにて公表する。

3.　その他注意事項

・補助対象機器登録を行う申請書において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。万が一、虚偽が認められた場合、当該機器登録事業者に対して内部調査を指示し、その結果を文書にてＳＩＩに対し報告させるものとする。

・前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、虚偽による不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、ＳＩＩが審査のために必要であると認められるときは、当該機器の提出を命じ、機器登録事業者の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。

・前項により機器登録事業者に不正行為があったと認めたときは、補助対象機器の指定を取消すとともに、機器登録事業者の名称及びその内容を公表し、ＳＩＩの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとする。

・補助金に係る不正行為について、機器登録事業者の関係者の関与が認められた場合、その事業者の登録機器はすべて補助対象外とする場合がある。

・前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助対象者に平成２５年度補正 住宅･ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）が交付されている場合、ＳＩＩは機器登録事業者に対して期限を付してすでに交付された当該補助金相当額を請求するものとする。

・前項の補助金相当額を請求したときには、当該補助金受領者が補助金を受領した日から機器登録事業者が納付する日までの日数に応じて、請求額につき年利 10．95 パーセントの割合で計算した加算金をあわせて機器登録事業者から徴収するものとする。

・機器登録事業者が納付すべき額を納期日までに納付がない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10．95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

・本事業で定めるＨＥＭＳ機器の対象基準は補助対象を選定するための基準であり、本事業により設置された補助対象機器の故障や欠陥、事故等の瑕疵についてＳＩＩは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、補助対象機器を出荷・販売した事業者等が負うこととする。また、補助対象機器に故障や欠陥等の不具合が生じた場合は、必ずＳＩＩに報告をすること。

別表１

「平成２５年度補正 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
ＨＥＭＳ機器の対象基準」

住宅･ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS機器導入支援事業）

【HEMS機器の対象基準】

【本補助事業で対象とするHEMS機器】

以下の条件を満たすことを前提とする

①「ECHONET　Lite」（エコーネットライト）規格を標準的なインターフェースとして搭載していること。
②住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。
③省エネ化に資する自動制御機能を有していること。
④創エネルギー機器および蓄エネルギー機器との接続機能を有していること。
⑤電力使用量データをクラウドサーバに蓄積するためのデータアップロード機能を有していること。
⑥電力使用量に関わる情報に基づいた省エネを促す情報提供機能を有していること。

	HEMS機能区分	対象機器の審査項目	要件
計測	電力使用量（※1）の測定・取得　※2 （表示できることを前提とする）	住宅全体	●
		分岐回路単位	○※3
		部屋単位	○※3
		機器単位	○※3
		ガスコージェネレーションの発電量	○※3
		発電量･売電量（PV設置の場合）	○※3
		充電量･放電量（蓄電池設置の場合）	○※3
	電力使用量計測･取得間隔　※4	30分間隔以内	●
	データ蓄積期間　※5　※6 （表示できることを前提とする）	1時間以内の単位　1ヶ月以上	●
		1日以内の単位　13ヶ月以上	●
	データアップロード	クラウドサーバへの電力使用量データのアップロード※7	●
見える化	端末	独自端末　※8	○※9
		タブレット	○※9
		スマートフォン	○※9
		PC	○※9
制御	標準インターフェース	ECHONET　Lite規格の搭載	●
	自動制御機能	省エネに資する自動制御機能※10	●
情報提供	情報提供機能	電力使用量に関わる情報に基づいた情報提供機能※11	●
接続	エネルギー機器接続機能	創エネルギー機器および蓄エネルギー機器との接続機能※12	●

上記表の●は必須要件であり、○は機能区分の中においていずれかが該当することを原則とする。

※1　積算消費電力量（Wh）または消費電力（W）
※2　HEMS機器により電力使用量を測定するか、HEMS機器がPV等の他のシステムに接続することにより
電力使用量のデータを取得することができること。
※3　住宅全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、売電量、充電量･放電量のいずれかが測定できること。
※4　積算消費電力量（Wh）の計測または取得間隔
※5　HEMS機器により測定した電力使用電力量データをHEMS機器、あるいは関連する外部機器に蓄積し続けることができる期間。
※6　セキュリティ対策として、HEMS機器およびクラウドサーバ上に蓄積したデータの保護・保全ができること。
※7　機器登録事業者によりクラウドサーバにデータを蓄積できる環境を本補助事業終了後から少なくとも5年間維持すること。
※8　壁面設置型の専用端末など設置するHEMS機器に付随する専用モニターのこと。
※9　独自端末、タブレット、スマートフォン、PCのいずれか選択して「見える化」端末として表示することができること。
※10　エネルギー使用量を削減するための制御または蓄エネルギー機器のピークカット/ピークシフト制御をHEMSにより自動的に
実行できること。使用者の確認を介した半自動制御を含む。
※11　電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供が行えること。目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。
※12　創エネ機器が設置された場合には創エネ機器による発電量等の情報、蓄エネ機器が設置された場合には蓄エネ機器による
充電量等の情報が取得出来ること。計測のみの接続を含む。

別表２
　「型番管理と出荷証明書についての基本ルール」

型番管理と出荷証明書についての基本ルール

「補助対象範囲」について「1つの型番＝1つの出荷証明書」とする。以下に従って、運用すること。

■型番管理の基本ルール

① 機器登録は、原則として本体機器、計測装置及びその他の組み合わせ（パッケージ）ごとに型番登録を行う。

② 登録された同一型番について、組み合わせる機器の組み合わせは常に同一であること。
※補助対象範囲の本体機器、計測装置及びその他の組み合わせが異なる場合は、組み合わせごとに型番登録を行うこととする。

③ 組み合わせる機器ごとに型番を管理している場合、必ずパッケージ化したシステムを一つの製品として認識できる『パッケージ型番』を付番することとする。

■出荷証明書発行の基本ルール

④ 登録されたパッケージ型番について、1つのパッケージごとに出荷される単位で製造番号（シリアル番号）を付番した出荷証明書を発行すること。
※出荷証明書の発行が難しい場合、製品登録が認められた機器登録事業者に対し、SIIが出荷証明書発行機能を有するシステムを提供する。

【出荷証明書】

型番番	ab-1	製造番号	ab-1-2012
購入者情報	---------	お買上げ日	--------

照合

【購入証明書】

お買上日	---------	店名	---------
購入型番	ab -1	お買上げ日	---------

【販売・設置完了証明書】

お買上日	---------	店名	---------
購入型番	ab -1	お買上げ日	---------

様式１

様式1

平成26年3月30日

申請日を記入

一般社団法人　環境共創イニシアチブ
代表理事　　赤池　学　殿

東京都中央区銀座8－18－11

株式会社SII電機

環境　　太郎

株式会社
SII電機

(03)-0000-0000

事業部単位の最高決裁者以上の捺印が必要。

住宅･ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
（HEMS機器導入支援事業）に係る
HEMS機器登録申請書

表記の件について、次の通り必要書類を添えて申請します。

1　申請法人の定款

2　申請法人の概要

3　決算報告書

4　商業登記簿謄本

5　HEMS機器登録情報

6　概要1

7　概要2

8　製品仕様書（機器要件に係るもの）

9　製品カタログもしくは取扱説明書

10　接続機器情報

11　クラウドサーバ管理事業者情報

12　製品価格表

13　ECHONET　Lite規格適合性認証登録証

14　出荷証明書サンプル

様式２

様式2
【HEMS機器登録情報】

HEMS機器登録情報

申請日／平成　26年　3月　30日

●事業者情報

事業者名	フリガナ　カブシキガイシャエスアイアイデンキ 株式会社SII電機		
住　所 通知等の送付先	フリガナ　トウキョウトチュウオウクギンザ 〒　104　－　0061 東京　都（道府県）　中央　区（市町村）　銀座8－18－11 エスシービル5階		
代表者名 代表者番号	フリガナ　カンキョウ 氏　環境	タロウ 名　太郎	（　03　）　5565　－　4773

●HEMS機器連絡窓口情報

常時連絡のとれる開発担当者の情報を記入。

部署名	HEMS事業部		FAX番号	（　03　）　5565　－　4772
役職名	係長		メールアドレス	012345@abcde
担当者氏名	フリガナ　カンキョウ 氏　環境	ジロウ 名　次郎	電話番号 携帯※1	（　03　）　5565　－　4773 （090　）　0000　－　0000

▲常時連絡がとれる電話番号を記入すること。

※1　携帯番号があれば記入すること。

●HEMS機器製品に関連するURL

※補助対象機器公表に伴い、SIIホームページにURL情報を掲載する。

URL	http://www.〇〇〇〇.co.jp

HEMS機器　申請対象件数	2件

●HEMS機器名称・概要

発売開始前の場合、予定を記入

希望小売価格、参考価格を記入

	型番	名称	発売日	価格※2	サポート期間
申請No.1	abc-123	カンキョウHEMS	2014/4/1	120,000円	2022年12月
申請No.2	def-123	カンキョウエコHEMS	2014/4/1	150,000円	2022年12月
申請No.3					予定を記入
申請No.4					
申請No.5					

▲複数申請の場合は申請Noを合わせ、名称を記入すること。

※2　価格表を添付すること。

様式３

様式3
【概要1】

申請No.	1	HEMS機器型番	abc-123

	HEMS機器区分	対象機器の審査項目	チェック	備考
計測	電力使用量の測定・取得（表示できることを前提とする）	住宅全体	●	電力使用量の測定対象： ・分電盤　主回路×1、分岐回路×10 ・各家電　タップ型電力計　5個（最大20個） ・太陽光発電システム　発電量、売電量 ・蓄電池システム　充電量、放電量
		分岐回路単位	●	
		部屋単位		
		機器単位	●	
		ガスコージェネレーションの発電量		
		発電量・売電量（PV設置の場合）	●	
		充電量・放電量（蓄電池設置の場合）	●	
	使用電力計測・取得間隔	30分間隔以内	●	蓄積データ： ・1時間単位の積算電力量、最大2年間 測定データ項目・測定間隔： ・電力（W）5秒間隔　積算電力量（Wh）5秒間隔
	データ蓄積期間（表示できることを前提とする）	1時間以内の単位　1ケ月以上	●	
		1日以内の単位　13ヶ月以上	●	
	データアップロード	クラウドサーバへの電力使用量データのアップロード	●	
見える化	端末	独自端末	●	端末： ・独自端末（付属） ・タブレット※ ・スマートフォン※ ・PC※ ※付属ソフトのインストールが必要
		タブレット	●	
		スマートフォン	●	
		PC	●	
制御	標準インターフェース	ECHONET Lite規格の搭載	●	・接続対象機器：エアコン、蓄電池
	自動制御機能	省エネに資する自動制御機能	●	・ECHONET Lite対応エアコンのピークカット制御 ・ECHONET Lite対応蓄電池のピークカット制御
情報提供	情報提供機能	電力使用量に関わる情報に基づいた情報提供機能	●	・全体の電力使用量に基づいた省エネ行動表示等
接続	エネルギー機器接続機能	創エネ機器および蓄エネ機器との接続機能	●	・創エネ機器：PVとのRS485接続 ・蓄エネ機器：蓄電池とのLAN接続（ECHONET Lite）

システム概要図

※本事業の対象機器の範囲を明記すること。
※対象機器以外でも対象機器に接続されHEMS機能に係るものは全て明記すること。
※電力使用量の測定・取得に係る機器を明記すること。
※機器間の通信方法については、その方式を明記すること。

様式４

様式4
【概要2】

申請No.	1	HEMS機器型番	abc-123

枚目

仕様概要

※機器要件に係る仕様（機能、インターフェース等）を記載すること。
※対象機器以外でもHEMS機能に係る構成機器を全て記載すること。
※各仕様に係る製品仕様書を添え、製品仕様書の中でその仕様を確認できる箇所（仕様書名、頁数） を記載すること。

	項目	仕様	参照書類、記載箇所
①HEMSコントローラ			
	型番	ABC-123	-
	制御対象	エアコン　4台、照明負荷　2系統、給湯器	仕様書A、P.OO
	制御機能	エアコン制御（ON/OFF、ピークカット）、蓄電池制御（モード設定、ピークカット）	仕様書A、P.OO
	情報提供機能	住宅全体の電力使用量に基づいた省エネ行動通知	仕様書A、P.OO
	保存データ	1時間単位の積算電力量（Wh）　最大2年間	仕様書A、P.OO
	通信インターフェイス	LAN　10BASE-T/100BASE-TX　6ポート	仕様書A、P.OO
	無線通信方式	無線LAN（IEEE802.11a/b/g/n）	仕様書A、P.OO
	ECHONET Lite登録認証番号	GZ-OOOOO	認証登録証
	アップデート機能	HEMSアプリケーション手動更新（HTTP経由）、ファームウェア手動更新（HTTP経由）	仕様書A、P.OO
②HEMS分電盤			
	型番	DEF-123	-
	電流検出	CTセンサ　主幹回路用×1個、分岐回路用×10個	仕様書B、P.OO
	測定データ/間隔	電力（W）：5秒間隔、積算電力量（Wh）：5秒間隔	仕様書B、P.OO
	通信インターフェイス	LAN　10BASE-T/100BASE-TX　2ポート	仕様書B、P.OO
③HEMSモニタ			
	型番	GHI-123	-
	ディスプレイ	タッチパネル付き7型TFT液晶	仕様書C、P.OO
	無線通信方式	無線LAN（IEEE802.11a/b/g/n）	仕様書C、P.OO
	搭載アプリケーション	HEMSモニタアプリケーション	仕様書C、P.OO
	アップデート機能	HEMSモニタアプリケーション手動更新（HTTP経由）	仕様書C、P.OO
④HEMSゲートウェイ装置			
	型番	JKL-123	-
	通信インターフェイス	LAN　10BASE-T/100BASE-TX　3ポート	仕様書D、P.OO
	無線通信方式	無線LAN（IEEE802.11a/b/g/n）	仕様書D、P.OO
	ECHONET Lite登録認証番号	GZ-OOOOO	認証登録証
⑤エアコンアダプタ			
	型番	MNO-123	-
	無線通信方式	無線LAN（IEEE802.11a/b/g/n）	仕様書E、P.OO
	ECHONET Lite登録認証番号	HZ-OOOOO	認証登録証
⑥タップ型電力計			
	型番	STU-123	-
	測定データ/間隔	電力（W）：5秒間隔、積算電力量（Wh）：5秒間隔	仕様書F、P.OO
	無線通信方式	無線LAN（IEEE802.11a/b/g/n）	仕様書F、P.OO
⑦測定データサーバ			
	保存データ	1時間単位の積算電力量・発電電力量・売電電力量　最大2年間 1日単位の積算電力量・発電電力量・売電電力量　最大3年間	仕様書G、P.OO

HEMS機器構成※1

機器名	メーカー	型番	数量	備考
HEMSコントローラ	OO社	ABC-123	1	
HEMS分電盤	OO社	DEF-123	1	
HEMSモニタ	OO社	GHI-123	1	
HEMSゲートウェイ装置	△△社	JKL-123	1	
エアコンアダプタ	△△社	MNO-123	1	
タップ型電力計	△△社	STU-123	5	

※1　補助対象範囲の機器のみを記入すること。
　　詳細欄が足りない場合は、別途作成して添付すること。

様式５

様式5
【接続機器情報】

申請No.	1	HEMS機器型番	abc-123

接続機器情報

・HEMSと接続可能な機器について記載すること。
※接続可能な機器が多数ある場合は、代表的な機器を記載すること。
※ECHONET Liteによる接続の場合は、通信規格欄に「ECHONET Lite」と記載すること。

（1）自動制御対象機器

製品名	型番	メーカー名	通信規格	制御内容※1
エアコン	VWX-123	××社	ECHONET Lite	住宅全体の電力使用量に応じたピークカット制御
蓄電池システム	YZ-123	××社	ECHONET Lite	住宅全体の電力使用量に応じたピークカット制御

※1　自動制御の概要を記載すること。詳細仕様（制御フロー等）については、機器要件に係る仕様書として提出すること。

（2）創エネルギー機器

製品名	型番	メーカー名	通信規格※2	接続により取得可能なデータ項目
太陽光発電システム	ZYX-123	□□社	独自規格（RS485）	発電電力量、売電電力量、買電電力量
太陽光発電システム	WVU-123	○△社	CT	発電電力量、売電電力量、買電電力量

※2　HEMSとCTセンサにより接続される場合は、通信規格欄に「CT」と記載すること。

（2）蓄エネルギー機器

製品名	型番	メーカー名	通信規格※2	接続により取得可能なデータ項目
蓄電池システム	YZ-123	××社	ECHONET Lite	充電電力量、放電電力量、蓄電残量、運転モード

※2　HEMSとCTセンサにより接続される場合は、通信規格欄に「CT」と記載すること。

様式６

様式6
【クラウドサーバ管理事業者情報】

申請No.	1	HEMS機器型番	abc−123

クラウドサーバ管理事業者情報

※ 申請を行う事業者とクラウドサーバを管理する事業者が同一の場合は、社印の押印のみ不要（社印以外は必須）。

● 事業者情報

事業者名	フリガナ カンキョウキョウソウシステムカブシキガイシャ 環境共創システム株式会社		環境共創システム株式会社 ▲社名が確認できるものを押印すること。
代表者名	フリガナ ツウシン 氏 通信	タロウ 名 太郎	
事業者所在地	フリガナ トウキョウト チュウオウク ギンザ 〒 104 − 00×× 東京 都道府県 中央 市区町村 銀座 15 − 14 − 13		
窓口担当連絡先	フリガナ ツウシン 氏 通信	ジロウ 名 次郎	（ 03 ） 5565 — ××××

更新履歴

No.	更新日	更新ページ	更新内容
1	2014/3/10		初版
2	2014/3/17	P. 2～4	補助金申請方法に関する内容の変更
3	2014/5/20	P. 2～4	事業期間に関する内容の変更
		P. 8	機器登録申請の提出物、申請期限の変更
		P. 9	書類の提出先の変更
		P. 13, 18	申請書サンプルの変更